

# 財団法人福岡市健康づくり財団寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人福岡市健康づくり財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福岡市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、科学的で効果的な健康づくりの方法の研究等を通して、市民の自主的な健康づくりを支援することにより、その健康的な生活習慣の確立を図り、もって市民の福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 健康づくりの調査及び研究に関する事業
- (2) 健康づくりの研修に関する事業
- (3) 健康づくりの普及及び啓発に関する事業
- (4) 福岡市健康づくりセンターの管理及び運営の受託
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし

この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、福岡県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、福岡県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定は、事業計画及び予算を変更しようとする場合において準用する。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3月以内に福岡県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、福岡県知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

第15条 この法人に、次の役員を置く

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第16条 理事及び監事は理事会でこれを選任し、理事長及び専務理事は理事の互選とする。

2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、この法人の業務を処理し、理事長に事故があるとき又は理事長

が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為の定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会又は福岡県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会において議決をする前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第23条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第17条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、招集の請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合における前2条の規定の適用についてはその理事は、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(前条の規定による書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記するものとする。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印をしなければならない。

## 第5章 専門委員会

(専門委員会)

第30条 この法人に、専門事項を調査研究するため、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、理事長が委嘱する。

3 専門委員会及びその委員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福岡県知事の認可を得なければ変更することができない。

( 解散 )

第 3 2 条 この法人は、民法第 6 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、福岡県知事の認可を得て解散することができる。

( 残余財産の処分 )

第 3 3 条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、福岡県知事の許可を得てこの法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第 7 章 事務局

( 事務局 )

第 3 4 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

( 備付け書類及び帳簿 )

第 3 5 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

## 第 8 章 補則

( 委任 )

第 3 6 条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第 1 6 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず設立発起人会の定めるところによるものとし、その任期は第 1 8 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 7 年 3 月 3 1 日までとする。

3 この法人の設立初年度及び平成 6 年度の事業計画及び予算は、第 1 0 条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。

4 この法人の設立初年度の会計年度は、第 1 4 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 6 年 3 月 3 1 日までとする。